

糸魚川市暴力団排除条例

(目的)

第 1 条 この条例は、市内からの暴力団排除に関し、基本理念を定め、市及び市民等の責務を明らかにするとともに、暴力団排除に関する基本的施策を定めることにより、暴力団排除を推進し、もって市民の安全で安心な生活を確保し、及び社会経済活動の健全な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。

暴力団員 法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。

暴力団員等 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者をいう。

暴力団排除 暴力団又は暴力団員等による不当な行為を防止し、及びこれにより市民生活又は市内の事業活動に生じた不当な影響を排除することをいう。

市民等 市民及び事業者をいう。

事業者 事業（その準備行為を含む。以下同じ。）を行う法人その他の団体又は事業を行う場合における個人をいう。

(基本理念)

第 3 条 暴力団排除は、暴力団が市民生活及び市内の事業活動に不当な影響を及ぼす反社会的な団体であることを認識した上で、暴力団を恐れないこと、暴力団に対して資金を提供しないこと及び暴力団を利用しないことを基本として、県、市及び市民等による相互の連携及び協力の下に推進するものとする。

(市の責務)

第 4 条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、市民等の協力を得るとともに、県、法第 32 条の 2 第 1 項の規定により新潟県公安委員会から新潟県暴力追放運動推進センターとして指定を受けた者その他の暴力

団員による不当な行為の防止を目的とする団体と連携を図りながら、暴力団排除に関する施策を総合的に推進するものとする。

- 2 市は、暴力団排除に資すると認められる情報を知ったときは、県に対し、当該情報を提供するものとする。

（市民等の責務）

第5条 市民は、基本理念にのっとり、暴力団排除のための活動に自主的に、かつ、相互に連携及び協力を図りながら取り組むとともに、市が実施する暴力団排除に関する施策に協力するよう努めるものとする。

- 2 事業者は、基本理念にのっとり、その行う事業により暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとならないようにするとともに、市が実施する暴力団排除に関する施策に協力するよう努めるものとする。

- 3 市民等は、基本理念にのっとり、暴力団員との社会的に非難されるべき関係を遮断し、暴力団排除に資すると認められる情報を知ったときは、市又は警察その他の関係機関に対し、当該情報を提供するよう努めるものとする。

（市の事務及び事業における措置）

第6条 市は、公共工事その他の市の事務又は事業により暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとならないよう、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者について、市が実施する入札に参加させないことその他の暴力団排除のための必要な措置を講ずるものとする。

（公の施設における措置）

第7条 市長、教育委員会又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「市長等」という。）は、市が設置する公の施設の使用が暴力団の利益となると認めたときは、当該施設の管理について定める条例の規定にかかわらず、当該施設の使用を許可しない。

- 2 市長等は、市が設置する公の施設の使用の許可をした後において、当該施設の使用が暴力団の利益となると認めたときは、当該施設の管理について定める条例の規定にかかわらず、当該施設の使用の許可を取り消し、又は使用を中止させることができる。

- 3 前項の場合において、当該施設の使用の取消し又は中止に伴う損害があっても、

市長等はその責めを負わない。

（市民等に対する支援）

第8条 市は、市民等が暴力団排除のための活動に自主的に、かつ、相互に連携及び協力を図りながら取り組むことができるよう、市民等に対し、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

（青少年に対する指導等）

第9条 市は、その設置する学校等の教育機関において、その生徒が暴力団排除の重要性を認識し、暴力団に加入せず、及び暴力団員等による犯罪の被害を受けないようにするための教育が行われるよう適切な措置を講ずるものとする。

2 市民等は、青少年が暴力団排除の重要性を認識し、暴力団に加入せず、及び暴力団員等による犯罪の被害を受けないよう、地域、職域等において、青少年に対し、指導、助言その他適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

（利益の供与等の禁止）

第10条 市民等は、暴力団員等又は暴力団員等が指定した者に対し、次に掲げる行為をしてはならない。

暴力団の威力を利用すること又は利用したことの対償として金品その他の財産上の利益の供与（以下「利益の供与」という。）をすること。

前号に掲げるもののほか、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなるおそれがあることを知りながら、利益の供与をすること。

（委任）

第11条 この条例に定めるもののほか、暴力団の排除に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成24年6月1日から施行する。